北海道警察本部訓令第10号 平成3年5月29日

改正 平成5年7月29日警察本部訓令第5号、14年5月16日第13号、19年3月29日第7号、20年3月19日第4号、28年10月4日第27号、令和2年4月1日第16号、5年12月22日第19号

北海道警察表彰等取扱規程を次のように定める。

北海道警察表彰等取扱規程

北海道警察表彰等取扱規程 (昭和33年北海道警察本部訓令甲第11号) の全部を改正する。 目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 表彰(第3条-第9条)

第3章 賞揚 (第10条 - 第14条)

第3章の2 警察本部長即賞 (第14条の2-第14条の5)

第4章 雑則 (第15条·第16条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察表彰規則(昭和29年国家公安委員会規則第14号。以下「表彰規則」という。)に基づき、北海道警察(以下「道警察」という。)における表彰及び賞揚の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 職員 道警察に勤務する職員をいう。
 - (2) 部署 北海道警察本部(以下「警察本部」という。)の部、警察本部及び方面本部の課(課に相当するものを含む。)、北海道警察学校(以下「警察学校」という。)の部及び課、警察署並びにこれらの下部組織である課、係、交番その他の派出所及び複数勤務の駐在所並びに捜査本部、捜査班等一定の目的を達成するため組織されたものをいう。
 - (3) 部外者 警察部外の個人及び道警察以外の警察職員をいう。
 - (4) 部外団体 警察部外の団体及び道警察以外の警察部署をいう。
 - (5) 警察本部長表彰 北海道警察本部長(以下「警察本部長」という。)が、功労又は 業績があると認められる前各号に掲げるものに対して行う表彰をいう。
 - (6) 方面本部長表彰 方面本部長が、警察本部長表彰に至らないが相当の功労又は業績があると認められる第1号から第4号(第1号及び第2号については、当該方面本部及び方面管内の職員又は部署に限る。)までに掲げるものに対して行う表彰及び警察本部長が、方面本部長表彰に該当する功労又は業績があると認められる第1号から第4号(第1号及び第2号については、警察本部、警察学校及び札幌方面管内の職員又

は部署に限る。)までに掲げるものに対して行う表彰(以下「警察本部長(札方)表彰」という。)をいう。

第2章 表彰

(表彰の種類)

- 第3条 道警察における表彰の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 警察本部長表彰
 - ア 警察功績章
 - イ賞詞
 - ウ賞状
 - 工賞誉
 - 才 感謝状
 - (2) 方面本部長表彰
 - ア賞詞
 - イ賞状
 - ウ賞誉
 - 工 感謝状

(表彰の授与区分)

- 第4条 警察功績章は、勤務成績が優秀で、特に顕著な功労があったと認められる職員に 対して、その退職時に授与する。
- 2 賞詞は、次の各号に掲げるいずれかの事項について多大な功労があると認められる職員に対して授与する。
 - (1) 犯罪の予防又は鎮圧
 - (2) 犯罪の捜査又は被疑者の逮捕
 - (3) 人命の救助又は身体若しくは財産の保護
 - (4) 水火災その他の災害又は変事における警戒、防護若しくは救護
 - (5) 警察上重要なものの発明、発見、改善又は研究
 - (6) 警察上重要な事務の処理又は職務の執行若しくは資料の作成
 - (7) 警察の信頼を高めた善行又は市民応接
 - (8) 前各号についての累積事案
 - (9) 永年勤続による累積事案
 - 10 前各号に掲げるもののほか、表彰することを適当と認める事案
- 3 賞状は、前項各号(第9号を除く。)に掲げるいずれかの事項について警察職務遂行 上顕著な業績があると認められる部署に対して授与する。
- 4 賞誉は、第2項各号に掲げるいずれかの事項について功労があると認められる職員、 実務若しくは研修の成績が優秀であると認められる職員又は業績が優秀であると認められる部署に対して授与する。
- 5 感謝状は、次の各号に掲げるいずれかの事項について功労又は業績があると認められ る部外者又は部外団体に対して授与する。
 - (1) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査
 - (2) 被疑者の逮捕

- (3) 人命の救助
- (4) 水火災その他の災害又は変事における警戒、防護若しくは救護
- (5) 前各号に掲げるもののほか、警察又は職員に対する協力 (表彰の副賞)
- 第5条 第3条の表彰には、賞金その他の副賞を付与することができる。 (警察功績章の形状、制式及び表彰状等の様式)
- 第6条 警察功績章の形状及び制式は、表彰規則に定めるところによる。
- 2 警察功績章に付する書状並びに賞詞、賞状、賞誉及び感謝状の用紙は上質のものを用い、規格及び様式は、別記様式第1号から別記様式第5号までのとおりとする。
- 3 警察本部長(札方)表彰を行う場合は、前項に規定する各様式(別記様式第1号を除く。)の番号の上に札幌方面を表示する「札」の文字を冠するものとする。 (表彰等の上申)
- 第7条 警察本部長及び方面本部長は、表彰規則に定める警察庁長官の行う表彰並びに賞 じゅつ金、殉職者特別賞じゅつ金及び賞揚金を付与することが相当と認められる事案が あるときは、警察庁長官に上申するものとする。この場合において、方面本部長は、警 察本部長を経て行うこととする。
- 2 所属長は、第4条各項に規定する表彰に該当すると認められる事案があるときは、その都度、警察本部長又は方面本部長に上申するものとする。

(表彰審査委員会)

- 第7条の2 警察本部に表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、警察本部長が必要と認める表彰について審査するものとする。
- 3 委員会の構成、運営、審査事項等は別に定める。 (死亡又は退職時の表彰)
- 第8条 表彰を受けるべき職員又は部外者が、表彰前に死亡し、又は退職したときは、生 前又は退職の日にさかのぼって表彰を行うものとする。
- 2 前項の場合において、表彰を受ける遺族の範囲及び順位は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第37条の規定の例による。

(表彰の取りやめ)

第9条 警察本部長及び方面本部長は、表彰を受けるべき職員、部署、部外者又は部外団体に表彰することが不適当と認められる事由が生じたときは、表彰を行わないことができる。

第3章 賞揚

(部長賞等)

第10条 警察本部の部長、北海道警察サイバーセキュリティ対策本部長(以下「サイバーセキュリティ対策本部長」という。)及び北海道警察学校長(以下「警察学校長」という。)は、所掌する事務に関し、方面本部長表彰に至らないが相当の功労又は業績があると認められる職員又は部署を賞揚し、部長賞、サイバーセキュリティ対策本部長賞又は警察学校長賞を授与することができる。ただし、警察学校の学生の学業成績に関する賞揚については、北海道警察教養規程(平成13年北海道警察本部訓令第33号)に定めるところによる。

2 警察本部の部長、サイバーセキュリティ対策本部長及び警察学校長は、所掌する事務 に関し、第4条第5項各号に掲げる事項について、方面本部長表彰に至らないが相当の 功労があると認められる部外者(道警察以外の警察職員を除く。)又は部外団体(道警 察以外の警察部署を除く。)を賞揚し、感謝状を授与することができる。

(課長賞)

第11条 警察本部及び方面本部の課長(課長に相当するものを含む。以下同じ。)は、所 掌する事務に関し、部長賞に至らないが相当の功労又は業績があると認められる職員又 は部署を賞揚し、課長賞を授与することができる。

(所属長賞等)

- 第12条 警察本部及び方面本部の課長、警察学校の部長並びに警察署長は、部長賞及び警察学校長賞に至らないが相当の功労又は業績があると認められる所属の職員又は部署を賞揚し、所属長賞を授与することができる。
- 2 警察署長は、第4条第5項各号に掲げる事項について、功労があると認められる部外 者(道警察以外の警察職員を除く。)又は部外団体(道警察以外の警察部署を除く。) を賞揚し、感謝状を授与することができる。ただし、同一事案につき第10条第2項の感 謝状が授与される場合は、この限りでない。
- 3 前項の場合において、特に必要があると認められるときは、第3条に規定する警察本 部長表彰又は方面本部長表彰の感謝状と併賞することができる。

(賞揚の副賞)

- 第13条 第10条及び第12条の賞揚には、賞金その他の副賞を付与することができる。 (賞状の様式等)
- 第14条 部長賞、サイバーセキュリティ対策本部長賞及び警察学校長賞、課長賞並びに所属長賞の賞状の用紙は白色上質紙を用い、様式は次のとおりとする。
 - (1) 部長賞、サイバーセキュリティ対策本部長賞及び警察学校長賞 別記様式第6号
 - (2) 課長賞及び所属長賞 別記様式第7号
- 2 感謝状の用紙は上質のものを用い、様式は、第6条第2項に規定する別記様式第5号 とする。

第3章の2 警察本部長即賞

(警察本部長即賞の授与区分)

第14条の2 警察本部長は、即時に顕彰することが適当と認められる職員に対して警察本 部長即賞を授与するものとする。

(警察本部長即賞の様式)

第14条の3 警察本部長即賞の用紙は上質のものを用い、規格及び様式は別記様式第8号 のとおりとする。

(警察本部長即賞の上申)

第14条の4 所属長は、第14条の2に規定する職員がいるときは、直ちに警察本部長に上申するものとする。

(警察本部長即賞の副賞)

第14条の5 第14条の2の警察本部長即賞には、副賞を付与することができる。

第4章 雑則

(簿冊の備付け)

- 第15条 警察本部長及び方面本部長は、表彰規則又はこの訓令による表彰の状況を明らかにするため、表彰記録簿を備え付けるものとする。
- 2 警察本部の部長、警察本部及び方面本部の課長、サイバーセキュリティ対策本部長、 警察学校長、警察学校の部長並びに警察署長は、賞揚の状況を明らかにするため、賞揚 記録簿を備え付けるものとする。
- 3 警察本部長は、警察本部長即賞の状況を明らかにするため、即賞記録簿を備え付ける ものとする。

(細目の制定)

第16条 この訓令の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成3年6月1日から施行する。
- 2 北海道警察文書管理規程(昭和44年北海道警察本部訓令甲第2号)の一部を次のよう に改正する。

[次のよう] 略

3 北海道警察の事務の専決に関する訓令(昭和43年北海道警察本部訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成5年警察本部訓令第8号)

この訓令は、平成5年8月1日から施行する。

附 則(平成14年警察本部訓令第13号)

この訓令は、平成14年5月16日から施行する。

附 則(平成19年警察本部訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年警察本部訓令第4号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年警察本部訓令第27号)

この訓令は、平成28年10月4日から施行する。

附 則(令和2年警察本部訓令第16号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年警察本部訓令第19号)

- この訓令は、令和6年1月1日から施行する。
- ※ 別記様式は省略